

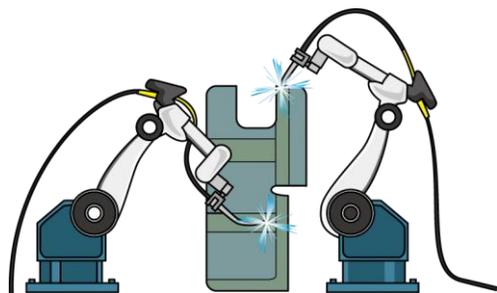
岡山県委託事業

# 岡山県企業収益力向上支援事業補助金 制度説明

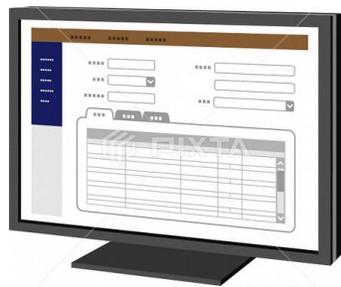
公益財団法人 岡山県産業振興財団  
企業収益力向上支援事業補助金事務局

# 1 企業収益力向上支援事業補助金の概要

既存事業継続の取組や新事業展開・新事業分野への進出などの意欲的な取組を行う中小企業者に対し、設備の導入、補修・メンテナンス等に必要な経費の一部を補助します。



機械装置の購入



システム開発



機械装置の修繕

新事業展開

既存事業継続

企業収益力向上  
支援事業補助金

# 1 企業収益力向上支援事業補助金の概要

区 分		補助対象経費	補助率	補助金額
既存事業 継続支援枠	設備導入型	設備等導入費 システム構築費 等	1/2 以内	上限 1,000万円 下限 100万円
	補修・メン テナンス型	保守・修繕費 部品購入費 等	1/2 以内	上限 500万円 下限 50万円
新事業・ 新分野進出支援枠	設備導入型	設備等導入費 システム構築費 等	2/3 以内	上限 1,000万円 下限 100万円

※新事業・新分野進出支援枠の申請を行う場合は、次のいずれかを満たす事業計画であること。

- ・ 新たな製品・サービス等を製造・提供するための設備等を導入するもの。
- ・ 新たな販売方法・サービス提供等を行うための設備等を導入するもの。

## 2 補助対象者

次の①～⑦のすべてを満たしている必要があります。

### ①岡山県内に事業所等を有する中小企業者

中小企業者：次の資本金・出資金の額又は従業員数を満たす会社（中小企業支援法第2条第1項）

業 種	資本金・出資の額	従業員数(常時雇用)
製造業、建設業、運輸業、 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他（上記以外）	3億円以下	300人以下

※個人事業主も補助対象になりますが、開業届を提出している必要があります

## 2 補助対象者

次の①～⑦の**すべて**を満たしている必要があります。

- ② **みなし大企業でないこと**
- ③ **役員等が岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと**
- ④ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと**
- ⑤ **県税に未納がないこと**
- ⑥ **訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者でないこと**
- ⑦ **既存の設備等に改修を加える事業計画であるときは、当該物件の所有者であること**

### 3 補助対象経費

対象経費：「収益力向上を目的とした設備の導入等」に要する経費

次の①～④のすべてを満たすことが必要

- ① 岡山県内において使用・設置されるものであること
- ② 設備導入等により収益力が向上（注1）すること
- ③ 証拠書類で発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できること
- ④ 購入しようとする設備等が、経費区分（注2）のいずれかに該当し、かつ対象外経費（注3）に該当しないこと

### 3 補助対象経費

#### 〈注1〉収益力向上とは

生産・販売・サービス体制の強化、作業の効率化、高付加価値の製品・商品等の開発、営業力の強化などにより、付加価値額が増加すること

**付加価値額 = 営業利益 + 雇用（人件費） + 投資（減価償却費）**

### 3 補助対象経費

#### 〈注2〉経費区分

- 既存事業継続支援枠 設備導入型
- 新事業・新分野進出支援枠 設備導入型

経費区分	内 容
①設備等購入費	設備、機械装置、金型等の購入、製作又は改良及びそれらの据付けに要する経費（自社製作の場合の部品購入費を含む）
②システム構築費	情報システム、ソフトウェア購入、開発、構築又は改良に要する経費
③運搬具購入費	公道走行等の汎用的な利用の可能性が低く、かつ走行以外の明確な用途が確認できる車両の購入又は改良に要する経費
④技術指導費	①～③で導入した設備等の技術指導等に係る講師等への謝金に要する経費（★）
⑤外注委託費	①～③で導入した設備等の技術指導等に係る専門家へのコンサルティング委託等に要する経費（★）

★④技術指導費と⑤外注委託費の合計額は、補助対象経費全体の20%以内とすること

### 3 補助対象経費

#### 〈注2〉経費区分

#### ■ 既存事業継続支援枠

#### 補修・メンテナンス型

経費区分	内 容
①保守・修繕費	機械装置、金型、システム等の保守、修繕に要する経費 〔 機能を原状復帰させ、または維持管理するために行うもので、 機能の向上または耐久性を増すための改良は設備導入型になります。 〕
②部品購入費	機械装置、金型、システム等の保守・修繕に必要な部品等の購入に要する経費（補修・メンテナンス対象となる設備等に組み込まれるもの）
③技術指導費	①～②で保守・修繕した設備等の技術指導等に係る講師等への謝金に要する経費（★）
④外注委託費	①～②で保守・修繕した設備等の技術指導等に係る専門家へのコンサルティング委託等に要する経費（★）

★③技術指導費と④外注委託費の合計額は、補助対象経費全体の20%以内とすること

## 3 補助対象経費

### 〈注3〉対象外経費

- 汎用性の高い物品等に要する経費
- 設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- 消耗品（取得価格が税抜10万円未満または耐用年数1年未満のもの）
- 公租公課、保険料
- 設備等のリース・レンタルに要する経費
- 手数料（振込手数料等含む）
- 申請書作成に要する経費
- 自社の人件費、旅費
- 支払利息及び遅延損害金
- 申請者の関連会社又は代表者の親族から購入等した経費
- 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- 自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等の改良・修繕等に係る経費
- 建物、建物付属設備、構築物の購入等に要する経費

**詳細は、募集要項及びQ & Aをご確認ください。**

## 4 補助対象期間

◆ 次の期間内に支払った（決済した）経費等を補助  
交付決定の日～令和4年1月31日（月）まで

◆ 事前着手

令和3年8月20日から交付決定日の前日までの間に行われた事業に要する経費についても、以下の要件を満たすことで補助対象となる場合があります。

- ・ 事前着手届の提出
- ・ 知事が適正と認めた場合

## 5 補助事業者の選定

選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で補助事業者を選定します。

(選定の着眼点) **既存事業継続支援枠、新事業・新分野進出支援枠共通**

- ① 自社の現状分析の妥当性
- ② 市場・競合の分析の妥当性
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響度
- ④ 収益力向上に向けて設定する課題の妥当性
- ⑤ 実施事業の有効性
- ⑥ 実施事業の優位性
- ⑦ 実施事業の実施体制
- ⑧ 自社の財務状況
- ⑨ 収益力向上に向けて期待される効果
- ⑩ デジタル化の取組 (評価点項目)

## 5 補助事業者の選定

選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で補助事業者を選定します。

(選定の着眼点) **新事業・新分野進出**支援枠のみ

- ① **新事業、新分野進出と既存事業との関連性**
- ② **新事業、新分野進出に向けた準備状況**

(内容に関係なく不採択となることがある場合)

- ① **必要書類が提出されていない場合**
- ② **必要な項目に未記入のものがある場合**

## 6 応募書類の提出について

### (1) 受付期間

令和3年10月5日(火)～10月26日(火) 17時必着

### (2) 提出方法

メール

### (3) 提出先

〒701-1221

岡山市北区芳賀5301テクノサポート岡山3F

企業収益力向上支援事業補助金事務局

(公益財団法人 岡山県産業振興財団)

TEL : 086-286-9651

E-mail : shueki@optic.or.jp

## 6 応募書類の提出について

### (4) 提出書類 **メール**で提出

- ① 交付申請書（様式第2号）（Excelファイル※）
  - ② 別紙1 補助事業概要（Excelファイル※）
  - ③ 別紙2 補助事業計画書（Wordファイル）
  - ④ 別紙3 補助金経費明細書（Excelファイル※）
  - ⑤ 経費積算の根拠がわかる資料 – 見積書(原則2者以上)・カタログ又は仕様書等、注文書又は契約書(事前着手の場合)
  - ⑥ 誓約書（暴力団排除関係）
  - ⑦ 企業の役員名簿（法人のみ）
  - ⑧ 直近1期分の決算書の写し（個人事業主は青色申告決算書の写し）
  - ⑨ (法人の場合) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し  
(個人事業主の場合) 開業届の写し（税務署の受付印がもの）
  - ⑩ 売上高を確認できる書類（2021年4月～9月の任意の3ヶ月と2019年の同3ヶ月の合計売上高の比較ができる書類）
  - ⑪ 県税に未納がないことの証明（完納証明）又は徴収の猶予を受けている証明書
  - ⑫ 許可、登録等を要する業種にあってはその書面の写し
  - ⑬ (事前着手をする場合) 様式第1号「事前着手届」
  - ⑭ (設備等の改修の場合) 減価償却明細書の写し
  - ⑮ 申請書類チェックリスト（Excelファイル※）
- その他参考となる資料（補助事業の内容がわかる資料）

※一つのExcelファイル内で、シートを分けています。

※⑤～⑭はPDFデータで提出してください。

## 7 スケジュール

### <補助金交付申請の手続き>

**(1) 交付申請書の提出**                      **10月26日(火)まで**    **※17時必着**

※書類記載事項についての連絡や申請書受理の連絡のため、  
添付ファイルが受け取れる**メールアドレスの記載が必須**

**(2) 選定委員会**                              11月中旬

**(3) 補助金交付決定**                        11月中旬

補助事業者の決定後、結果を通知

※選定経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。

## 7 スケジュール

### <<補助事業完了後の手続き>>

- |                     |   |
|---------------------|---|
| <b>(1) 補助事業の終了</b>  | <b>令和4年1月31日（月）まで</b>                       |
| <b>(2) 実績報告書の提出</b> | <b>令和4年1月31日（月）</b> 又は<br>事業終了後15日以内いずれか早い日 |
| (3) 補助事業の完了検査       | ～2月末<br>※実績報告提出後、随時                         |
| (4) 補助金の額の確定        | 3月上旬  |
| <b>(5) 請求書の提出</b>   | <b>3月上旬</b>                                 |
| (6) 補助金の支払          | 3月下旬  |

※ (4)～(6)は、補助事業完了が令和4年1月31日の場合を想定

## 8 相談対応窓口

【相談対応窓口】 **※完全予約制、下記にお問い合わせの上、ご予約ください**

期間：令和3年10月5日（火）～10月26日（火）

場所：岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山 研修棟 研修室2

時間：平日9：00～16：00（12：00～13：00は除く）

予約TEL  
086-286-9651

**相談時はマスクの着用等、ご自身での予防対策にご協力ください。  
咳や発熱、風邪症状、倦怠感など体調に不安のある方はご遠慮いただきます。**

### ◆ご予約・お問い合わせ

企業収益力向上支援事業補助金事務局  
(公益財団法人 岡山県産業振興財団)

TEL：086-286-9651 E-mail：shueki@optic.or.jp

**詳細は、募集要項、Q&A等をご確認下さい！**

**URL：[https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info\\_detail/show/636.html](https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/636.html)**